

# 大和郡山市における周遊促進のためのデジタルスタンプラリー

## 業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案審査後、秀長さんプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。

### 1. 委託業務名

大和郡山市における周遊促進のためのデジタルスタンプラリー業務

### 2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（予定）

### 3. 業務目的

豊臣秀長ゆかりの地を巡るデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を行うことで、周遊コースの誘導及び、誘客促進と滞在時間増加による地域経済の活性化を目的とする。また、デジタルデバイスを活用し、業務の円滑かつ効果的な遂行に資する範囲内でスタンプラリー参加者のデータ収集を行うものとする。

なお、誘客・周遊については、別添「大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーションの方向性及びターゲット」に基づき実施することとし、別発注の委託業務、大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーション業務と、業務重複が無い範囲で実施するものとする。

### 4. 委託業務の内容

豊臣秀長ゆかりの地を中心としたスタンプラリー企画のシステム構築及びスタンプラリー実施に付随する業務一式

#### （1）制作方針・概要

ア 大和郡山市の魅力を最大限伝えるとともに、別添「大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーション方向性及びターゲット」に示す方向性、ターゲットを意識したスタンプラリーを構築すること。

イ デジタルスタンプの対象となる観光スポットの紹介ほか、市内の飲食店をはじめとした店舗の紹介をスタンプラリー内で行える仕様とすること。

ウ 誰でも容易に参加できるよう、スタンプラリーの参加方法が、平易かつ少ないステップで構成されていること。

- エ スタンプラリーにおける地図や操作画面は、色使いやフォントを含め、屋外においても視認性が高く、親しみやすいデザインとなっていること。
- オ 周遊に際して参加者が迷うことの無いよう、各スポットの場所や、目的地への導線が分かりやすく表示される工夫があること。
- カ スタンプラリーの PR については、ポスターや SNS、Web 広告などを活用した効果的な方法を提案すること。
- キ スタンプラリー参加者数、参加時間帯、参加者の集中する地点などデジタルデバイスを活用したデータ収集を行うこと。また、それらを活用してスタンプラリー期間中であっても可能な範囲でスタンプラリーのブラッシュアップを行うこと。
- ク スタンプラリーの実施期間は令和 8 年 3 月 2 日から令和 9 年 1 月 2 2 日まで行うものとする。
- コ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

## (2) 業務内容

### ア スタンプラリーシステムの構築について

- ・[AppStore] 及び [GooglePlayStore] でダウンロード可能なアプリ、もしくはウェブ上で利用可能なスタンプラリーを構築すること。
- ・スタンプは GPS 機能を用いて押印できるようにすること。
- ・デジタルスタンプを押印できるスポットは最大 20 か所までを想定してシステムを構築すること。このほか、市内の飲食店等の情報を画面上で表示できるシステムを構築すること。
- ・各スポット、飲食店紹介ページについては、写真だけでなく説明文も表示できるようにすること。
- ・スタンプラリー参加者に対し、何らかの手段でモデルコースを提示できる仕組みを構築すること。
- ・スタンプラリー参加者に対し、徒歩による周遊や公共交通機関の利用を促すような文書等を表示できるようにすること。
- ・スタンプラリー参加者に対し、スタンプラリー実施にあたっての注意事項を表示できるようにすること。

### イ 参加者への対応

- ・参加者からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせに回答できるようなマニュアルを作成すること。

### ウ その他メディアを活用した情報発信

- ・スタンプラリーを広報する PR ツールを作成すること。PR ツールの内容は、ポスター、SNS、Web 広告等、予算内で最大の効果を発揮するものを提案すること。
- ・広報物は、デジタルスタンプラリーの画面と統一感のあるものとし、参加を喚起するデ

ザインであること。

#### エ 景品の当選者の選定及び発送について

- ・スタンプラリー参加者のうち、一定のスタンプを獲得した者の中から、景品の当選者を抽選できる仕組みを構築すること。なお、抽選の時期や当選人数、抽選方法及び参加者の個人情報の取り扱い等については、協議会と協議したうえで決定すること。
- ・景品の当選者に対し、景品の発送を行うこと。また、景品の内容について大和郡山市に対して提案を行うこと。提案の上、協議会と協議の上、景品を決定すること。
- ・見積金額には、景品の送料、発送手数料を含む（景品の購入費用は含まない）ため、次の発送時期、発送内容、発送方法の想定により、費用を算出すること。

##### ① 発送時期 全4回

令和8年 6月（令和8年3月2日～令和8年5月31日参加者）

令和8年 9月（令和8年6月1日～令和8年8月31日参加者）

令和8年12月（令和8年9月1日～令和8年11月30日参加者）

令和9年 2月（令和8年12月1日～令和9年1月22日参加者）

##### ② 発送内容 各回ごとに、A賞（5名）、B賞（20名）、C賞（250名）

##### ③ 発送方法 A賞及びB賞…ゆうパック（ゆうパックと同等の方法を含む）

C賞…レターパック（レターパックと同等の方法を含む）

#### オ データ収集・分析

- ・スタンプラリーの参加者数や各スポットの人気など、各種データを集計し、毎月担当者へ報告すること。
- ・参加者が景品抽選に応募する際に、アンケート（設問3～5）を実施し、スタンプラリーの効果測定を行える仕様とすること。
- ・アンケート回答時に、参加者の属性・性別・おおよその居住地などを収集する仕組みを構築すること。

#### カ その他業務

- ・本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- ・システム不具合や緊急時に迅速に対応できるよう、土日祝日、夜間を含めて必ず連絡を取れるよう体制を整え、本業務開始までに緊急連絡先を提出すること。
- ・スケジュール表に基づき進捗状況を適宜協議会に報告し、定められた時期にスタンプラリーを開始すること。
- ・スタンプラリー開始後も、問題解決やブラッシュアップのため、適宜打ち合わせを実施すること。
- ・不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。

### (3) 成果物

#### ア 業務全体の実施計画

#### イ デジタルスタンプラリーシステム

ウ 定量的データ（参加者数、各スポットの人気、利用者の多い時間帯など）なお、データは毎月報告するものとする

エ スタンプラリー広報に関わるPRツール一式

オ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、「秀長さんプロジェクト」推進協議会事務局（大和郡山市総務部企画政策課）とする。

## 5. 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て発注者に帰属することとする。ただし、受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。また、受託者が所有する写真・イラスト等を、発注者が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。なお、その範囲は本使用に関する許諾についてのみとする。

## 6. 委託業務にかかる費用の支払い

委託業務にかかる費用に支払いにあたっては、システム構築費をはじめとした初期費用は令和7年度に支払い、景品発送及び保守などの事業継続にかかる費用のうち、令和7年度にかかる分を令和7年度に支払うものとする。また、委託業務全体にかかる費用のうち令和7年度に支払った額を差し引いた額を令和8年度に支払うものとする。支払い時期については、協議により決定するものとする。

## 7. 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、大和郡山市の保有する個人情報として

大和郡山市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協議会及び大和郡山市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 天災地変、感染症の流行、その他不可抗力の事由に基づき、協議会の判断により、業務の一部または全部を実施しない場合、協議会、受託者の双方で協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いに係る出来高の確定に当たっては、受託者が出来高の証明を行うこととする。
- (8) 協議会が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協議会と協議を行うものとする。